

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク出資第一回ノ拂込ヲ爲サシムルモトヲ要ス

第六十二條 既に第一回ノ拂込完了シタルトキハ出資者ノ總會ヲ召集スベシ

前項ノ總會終結シタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ朝鮮農地開發營團理事長ニ引渡スベシ

理事長前項ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ理事長、副理事長、理事及監事ノ全員ハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

朝鮮農地開發營團ハ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第六十三條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外朝鮮農地開發營團ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第六十四條 朝鮮所得稅令中左ノ通改正ス

第二十七條ノ八中「朝鮮鑛業振興株式會社」ノ上ニ「朝鮮農地開發營團及」ヲ加フ

第六十五條 朝鮮登錄稅令中左ノ通改正ス

第三條ノ三ヲ第三條ノ四トス

第三條ノ三 朝鮮農地開發營團カ朝鮮農地開發債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登錄稅ヲ納ムヘシ

一 朝鮮農地開發債券ノ拂込

拂込金額 千分ノ一

二 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止

每一件 五圓

從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各號ノ登記ヲ受クルトキハ每一件一圓五十錢ノ登錄稅ヲ納ムヘシ

第七條第七號中「朝鮮住宅營團」ノ下ニ「朝鮮農地開發營團」ヲ加ヘ「恩給金庫法、朝鮮農地開發營團令又ハ朝鮮金融組合聯合會令」ニ改ム

發營團」ヲ、「朝鮮住宅營團令」ノ下ニ「朝鮮農地開發營團令」ヲ、「恩給債券」ノ下ニ「朝鮮農地開發債券」ヲ加ヘ「恩給金庫法又ハ朝鮮金融組合聯合會令」ヲ「恩給金庫法、朝鮮農地開發營團令又ハ朝鮮金融組合聯合會令」ニ改ム

同條第十四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

十四ノ二 朝鮮農地開發營團カ農地開發事業ノ爲ニスル土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

第六十六條 印紙稅令中左ノ通改正ス

第一條第二項但書中「朝鮮金融組合聯合會」ノ下ニ「農地開發營團」アルハ「朝鮮農地開發營團」ヲ加フ

學年短縮に關する中等學校令及諸學校令中改正の件等の公布

人口問題上關心の渺くない修學年限の短縮をその一部とする中等學校令及其他の諸學校令中改正の件等は昭和十八年一月二十一日付官報を以て左の如く公布せられたが、之により中等學校に於いては一年、高等學校高等科及び大學豫科に於いては一年、通計二箇年の短縮が實施せらるゝに至つた。

中等學校令 (昭和十八年一月二十日勅令第三十六號)

第一條 中等學校ハ皇國ノ道ニ則リテ高等普通教育又ハ實業教育ヲ施シ國民ノ鍊成ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條 中等學校ヲ分チテ中學校、高等女學校及實業學校トス

中學校ニ於テハ男子ニ、高等女學校ニ於テハ女子ニ高等普通教育ヲ施シ實業學校ニ於テハ實業教育ヲ施

スモノトス

實業學校ノ種類ハ農業學校、工業學校、商業學校、商船學校、水産學校、拓殖學校其ノ他實業教育ヲ施ス學校トス

第三條 北海道及府縣ハ中學校、高等女學校及實業學校ヲ設置スベシ

文部大臣ハ北海道及府縣ニ對シ中等學校ノ増設、擴張及整理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ中等學校ノ經費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

第四條 市町村、市町村學校組合、町村學校組合及町村制ヲ施行セザル地域ニ於ケル此等ニ準ズベキモノハ土地ノ情況ニ依リ須要ニシテ其ノ區域内ノ義務教育ノ施設上妨ナキ場合ニ限り中等學校ヲ設置スルコトヲ得

第五條 私人ハ中等學校ヲ設置スルコトヲ得

商工會議所、農會其ノ他之ニ準ズベキ公共團體ハ實業學校ヲ設置スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設置シタル實業學校ハ私立トス

第六條 公立及私立ノ中等學校ノ設置及廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ中等學校ノ設置及廢止ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第七條 中等學校ノ修業年限ハ四年トス但シ土地ノ狀況ニ依リ高等女學校ニ在リテハ二年、實業學校ニ在リテハ男子ニ付テハ三年、女子ニ付テハ二年ト爲スコトヲ得

第八條 中等學校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ修業年限四年ノ課程ニ在リテハ國民學校初等科ヲ修了シタル

者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トシ修業年限二年又ハ三年ノ課程ニ在リテハ國民學校高等科ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第九條 中等學校ニハ特別ノ必要アルトキハ夜間ニ於テ授業ヲ行フ課程ヲ置キ又ハ之ノミヲ置クコトヲ得

前項ノ課程ニ付テハ前二條ノ規定ニ拘ラズ其ノ修業年限ハ中學校及高等女學校ニ在リテハ三年、實業學校ニ在リテハ男子ニ付テハ四年、女子ニ付テハ三年トシ其ノ入學資格ハ國民學校高等科修了程度トス

第十條 商船學校ノ修業年限及入學資格ニ付テハ前三條ノ規定ニ拘ラズ文部大臣ニ於テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十一條 中學校ニハ中學校ヲ卒業シタル者ノ爲ニ主トシテ實務ニ關スル教育ヲ施ス爲實務科ヲ置クコトヲ得

高等女學校ニハ高等女學校ヲ卒業シタル者ノ爲ニ精深ナル程度ニ於テ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス爲高等科ヲ、特定ノ教科ヲ專攻セシムル爲專攻科ヲ置クコトヲ得

實業學校ニハ實業學校ヲ卒業シタル者ノ爲ニ實業ニ關スル特定ノ事項ヲ專攻セシムル爲專攻科ヲ、國民學校高等科ヲ修了シタル者ノ爲ニ簡易ナル課程ニ依リ特定ノ學科ヲ履修セシムル爲專修科ヲ置クコトヲ得

實務科、高等科、專攻科及專修科ニ關スル規程ハ文部大臣ニテ定ム

第十二條 中等學校ニ於テハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スル教科用圖書ヲ使用スベシ但シ特別ノ必要アル場

合ニ於テ文部大臣別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 中等學校ノ設備、編制、教科、教授訓練、生徒ノ入學、退學、轉學及懲戒等ニ關スル規程並ニ實業學校ノ學科ニ關ル規程ハ文部大臣ニテ定ム

第十四條 中等學校ニ於テハ授業料其ノ他ノ費用ヲ徵收スルコトヲ得

授業料其ノ他ノ費用ノ徵收ニ關スル規程ハ文部大臣ニテ定ム

第十五條 中學校ニ非ザル學校ハ中學校ノ名稱ヲ、高等女學校ニ非ザル學校ハ高等女學校ノ名稱ヲ、實業學校ニ非ザル學校ハ實業學校、農業學校、工業學校、商業學校、商船學校、水産學校又ハ拓殖學校ノ名稱ヲ用フルコトヲ得ズ但シ官立ノ學校ニ於テ此等ノ學校ノ課程ニ相當スル課程ヲ履修セシムル部分ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ

附則

第十六條 本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 中學校令、高等女學校令及實業學校令ハ之ヲ廢止ス

第十八條 本令施行ノ際現ニ存スル中學校ハ本令ニ依ル中學校トス

本令施行ノ際現ニ存スル高等女學校又ハ實業學校ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ夫々本令ニ依ル高等女學校又ハ實業學校トス

第十九條 本令施行ノ際現ニ存スル實業學校ノ課程ニシテ左ニ掲グルモノノ修業年限及入學資格ハ第七條乃至第九條ノ規定ニ拘ラズ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

一 國民學校初等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限四年未滿ノモノ

二 國民學校高等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年(女子ニ付テハ二年)未滿ノモノ(夜間ニ於テ授業ヲ行フモノヲ除ク)

三 國民學校高等科修了程度ヲ以テ入學資格トシ夜間ニ於テ授業ヲ行フ修業年限四年(女子ニ付テハ三年)未滿ノモノ

第二十條 本令施行ノ際現ニ中學校、高等女學校又ハ實業學校ニ在學スル生徒(文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク)ニ付テハ其ノ修業年限ハ第七條及第九條ノ規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

第二十一條 本令施行ノ際現ニ存スル高等女學校補習科ハ現ニ在學スル生徒ニ付其ノ修了スル迄之ヲ存置スルコトヲ得

第二十二條 中學校令ニ依ル中學校、高等女學校令ニ依ル高等女學校又ハ實業學校令ニ依ル實業學校ヲ卒業シタル者ハ夫々本令ニ依ル中學校、高等女學校又ハ實業學校ヲ卒業シタル者トス

高等學校令中改正ノ件

高等學校令中左ノ通改正ス

第一條 高等學校ハ皇國ノ道ニ則リテ男子ニ精深ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ施シ國家有用ノ人物ヲ鍊成シ大學教育ノ基礎ヲラシムルヲ以テ目的トス

第七條第一項中「七年」ヲ「六年」ニ、「三年」ヲ「二年」ニ改ム

第九條 削除

(昭和十八年二月二十日) 勅令第三十八號

第十條 削除

第十一條中「當該學校豫科ヲ修了シタル者」ヲ削ル
第十二條中「中學校第四學年ヲ修了シタル者」ヲ「中學校ヲ卒業シタル者」ニ改ム

第十三條中「專攻科ヲ除キ」ヲ削ル
第十七條中「學科目及其ノ程度」ノ下ニ「教授訓練」ヲ加フ

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ高等學校高等科ニ在學スル生徒（文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク）ニ付テハ其ノ修業年限ハ第七條第一項ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

中學校令ニ依ル中學校若ハ中等學校令第二十條ノ規定ニ依ル中學校ノ第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認めラレタル者ハ第十二條ノ改正規定ニ拘ラズ高等學校高等科ニ入學スルコトヲ得

〔參照〕

大正七年^{十二月六日}勅令第三百八十九號高等學校令抄録

第一條 高等學校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ充實ニ力ムヘキモノトス

第七條第一項

高等學校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年トス

第九條 高等學校ニハ高等科ヲ卒リタル者ノ爲ニ專攻科ヲ置クコトヲ得其ノ修業年限ハ一年トス

專攻科ヲ卒リタル者ハ得業士ト稱スルコトヲ得

專攻科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 高等學校ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得但シ第七條第二項ノ高等學校ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
高等學校豫科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一條 高等學校尋常科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校豫科ヲ修了シタル者、國民學校初等科ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認めラレタル者トス

第十二條 高等學校高等科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該學校尋常科ヲ修了シタル者、中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認めラレタル者トス

第十三條 高等學校ノ生徒定數ハ高等科四百八十人以内尋常科三百二十人以内トシ第七條第二項ノ高等學校ニ在リテハ專攻科ヲ除キ六百人以內トス

第十七條 高等學校ノ設備、編制、學科目及其ノ程度、教科書並生徒ノ入學退學及懲戒、授業料入學料等ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

專門學校令中改正ノ件

（昭和十八年二月二十日勅令第三十九號）

專門學校令中左ノ通改正ス

第一條 專門學校ハ皇國ノ道ニ則リテ高等ノ學術技藝ニ關スル教育ヲ施シ國家有用ノ人物ヲ鍊成スルヲ以テ目的トス

第五條第一項中「修業年限四箇年以上」ヲ削ル

第八條中「學科目及其ノ程度」ノ下ニ「教授訓練」ヲ加フ

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル實業專門學校ハ專門學校トス實業專門學校ヲ卒業シタル者ハ專門學校ヲ卒業シタル者トス

〔參照〕

明治三十六年^{三月七日}勅令第六十一號專門學校令抄録

第一條 高等ノ學術技藝ヲ教授スル學校ハ專門學校トス

專門學校ニ於テハ人格ノ陶冶及團體觀念ノ養成ニ留意スヘキモノトス

專門學校ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ規定ニ依ルヘシ

第五條第一項

專門學校ノ入學資格ハ中學校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スルモノト檢定セラレタル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ美術、音樂ニ關スル學術技藝ヲ教授スル專門學校ニ就テハ文部大臣ハ別ニ其ノ入學資格ヲ定ムルコトヲ得

第八條 官立專門學校ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度並豫科、研究科及別科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

公立又ハ私立ノ專門學校ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度並豫科、研究科及別科ニ關スル規程ハ公立學校ニ在リテハ管理者、私立學校ニ在リテハ設立者文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

大學令中改正ノ件 (昭和十八年一月二十日 勅令 第四十號)

大學令中左ノ通改正ス

第十三條 大學豫科ノ修業年限ハ二年トス

大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ修業年限三年ノ大學豫科ニ在學スル生徒(文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク)ニ付テハ其ノ修業年限ハ第十三條第一項ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

中學校令ニ依ル中學校若ハ中等學校令第二十條ノ規定ニ依ル中學校ノ第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者ハ第十三條第二項ノ改正規定ニ拘ラズ大學豫科ニ入學スルコトヲ得

(參照)

大正七年^{十二月六日}勅令第三百八十八號、大學令抄

錄

第十三條 大學豫科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス

修業年限三年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者

ハ中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

修業年限二年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者

トス

文部省の學校規制地域の決定

國土計畫の重要な一環をなす大都市人口疎散の方針に照應し、文部省に於いては昭和十八年一月、京濱、京阪神、中京及北九州關門の所謂四大工業地域を以て「學校規制地域」と定め、原則として今後高等諸學校の新設及び擴張を抑制することとし、特に東京及大阪兩市の各舊市域に對しては中等學校の新設も許さざることとなつた。但し時局下緊喫の工業關係諸學校又は特別の事由あるものに對しては例外的處置が考慮せられてゐる。

なほ右方策決定に關し新聞發表の形式を以て行はれたる文部大臣談を掲ぐれば左の如くである。

學校規制地域に關する暫定措置に

付て (昭和十八年一月二十二日 文部大臣談)

近時京濱、京阪神、中京及北九州關門の所謂四大工業地域は人口の集中する趨勢甚しく爲めに之等の地域に於ては學校教育の運営上遺憾の點が尠くなく殊に戦時下に於て之等の地域に今後無制限に教育施設を設くることは防空上の觀點からも適當でないと思はれるので今回右の四地域を學校規制地域と定め原則として高等諸學校の同地域内に於ける新設及擴張を抑制することとし又東京市及大阪市の各舊市域内に於ては中等學校を新に設置することを制限すると云ふ暫定的措置を講ずることとなつた。本措置は來る二月一日より實施されることになつて居り今後文部省の學校設立等に對する認可の重要な方針の一として運用せらるゝもので

あるが、學校規制地域内に絶対に學校の新設を認めないといふのではなく時局の緊急の需要に應ずる爲めに必要な知識技能を教育するもの又は特別の事由あるもの等に付ては其の設置の途を開いてゐる。

要するに今回の措置は暫定的のものではあるが國土計畫の見地に基いて學校の適正な配置を圖る目的に出づるのであるから今後高等諸學校の設置等の場合は成べく學校規制地域外に於て行ふことが希望される。

昭和十七年度米實收高の發表

昭和十七年度米實收高につき農林省の發表するところを掲ぐれば以下の如くである。

昭和十七年度米實收高 (農林省發表)

昭和十七年に於ける米實收高は六千七百七十七萬五千八百三十二石にしてこれを前年實收高に比すれば千六百八十八萬七千六百六十一石(二割一分二厘)を、前五箇年平均實收高に比れば三百三十五萬二千六百八十三石(五分三厘)を増加せり、而してその作付面積は三百十八萬三千六百三十三町九段にして全國平均一段歩實收高は二石一斗に當る。

蓋し本年の稻作は天候概して適順にして、移植は概ね順調に行はれたり、その後は六月中旬より高温多照にして適雨に恵まれ稻の生育一般に良好なりしも、七月に入り關東以西においては寡雨のため一部に旱魃を示せる地方を生ぜり、然るに八月上旬より幸に時々降雨あり、且氣温上昇し日照また多かりしため、全國的に良好なる生育を遂げつゝありたり、偶々八月下旬颱風ありその被害は九州および中國の數